

令和 2 年 10 月 16 日
事務連絡

関係機関 各位

内閣府大臣官房総務課

「故中曾根康弘」内閣・自由民主党合同葬儀の当日（10月17日）における弔旗の掲揚について

先般の閣議了解（令和2年10月2日付。別紙参照）において、弔旗の掲揚についての御協力をお願いしていたところですが、弔旗の掲揚を行う場合においては、葬儀当日（10月17日）の正午を過ぎてからにしていただくよう、お願い申し上げます。

（ご参考：合同葬儀の当日における弔意表明について）

1. 弔旗掲揚については、大正元年閣令第1号に準拠し、竿球は黒布をもって覆い、旗竿の上部に黒布を付することとするが、弔旗として半旗掲揚の慣行のあるところでは、それに従ってもよいこと。
2. 黙とう時刻は、午後2時10分であること。

本件連絡先：

内閣府大臣官房総務課

児玉、山本、肥高、今野

TEL:03-5253-2111（内線 []、[]）

FAX:[]